



**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

月曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉ ishisotsu@city.ama.lg.jp



**子育て応援！
ファミリー・サポート・センター依
頼会員を募集します！**

子育てのお手伝いお子さんの送迎・
一時預かり)をしてほしい方、地域の
方にお願ひしてみませんか？

登録説明会日時 3月19日(水)
午前10時～11時30分

場所 七宝公民館
対象 生後4か月から小学校6年生
までのお子さんがいるあま市、ま

たは大治町内在住、または在勤の
方

※妊婦さん、または生後4か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登録
可能。事務局へお問い合わせくだ
さい。

※登録説明会への参加が必要です。
都合がつかない場合は事務局へお
電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、
またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月～
未就学児、要予約、定員あり)
託児ご利用を希望の方は開催日8
日前までに申込みが必要

【メール申込】件名「説明会申込み」、
本文に「氏名、電話番号、参加日、託
児の有無(有は名前・よみがな・生年月
日)」を記入して

✉ ama-harufamisapo@clovern
et.ne.jp まで送信してください。

問合先 あまつ子はるつ子ふあみさほ

センター事務局(七宝公民館1階)、
日・月曜・祝日休み

☎462・0150



放課後子ども教室の申込みについて

令和7年度の申込みを受け付けま
す。なお、令和6年度に登録された

方も再度手続きが必要です。

実施日・時間 5月から令和8年2
月までの月曜日のうち、年13回

(午後3時～5時)

対象 市内各小学校に在籍する児童
(令和7年4月以降の小学1年生か
ら6年生)

内容 地域の方々や保護者の参画を
得て、放課後に工作やレクリエーシ
ョン等のプログラムを行います。ま
た、異学年との交流、地域の方々と
の触れ合い、体験活動等を行います。

定員 各校50人(先着順)

参加費 年額3,000円(傷害保険
料や活動での教材費等)

児童の帰宅方法 保護者、またはそ
れに代わる大人による徒歩か自転
車のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ登録者(春休み・
夏休み・冬休みのみ登録の方は除
く)は申込みできません。

申込みについては左記のとおり

申込み方法

電子申請

3月16日(日)までにお申込みください。
※電子申請での申込みは「こちらから」
URL https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ama-aichi-u/offer/offer_list_detail?temps



☎113066

窓口受付

市役所2階生涯学習課に3月14日
(金)までに「こ来庁の上、登録申請書を
ご提出ください。」

定員を超えた場合

先着順とさせていただきます。

**申込み後の手続き方法(今年度から
の変更点となります。必ずご確認ください)**

公民館にて参加費(児童1人3,000円)を納付後、登録証等の受け
渡しをさせていただきます。

※参加費の納付は、お釣りのないよ
うにご協力をお願いします。

手続き期間

4月8日(火)から20日(日)に各公民館
にお越しください。

七宝公民館・七宝・宝・伊福・秋竹小
美和公民館・美和・正則・篠田・美和
東小

甚目寺公民館・甚目寺・甚目寺南・甚

目寺東・甚目寺西小

問合先 生涯学習課

☎485・6070

FAX443・8210

児童手当制度改正の申請について

令和6年10月分から児童手当の制
度が一部変更されました。新たに受

給資格が生じる場合は申請が必要です。次のいずれかに該当し、対象児童のいる世帯主宛てへご案内を送付しています。

①中学生以下の児童を養育している方で、所得上限限度額を超過していることにより現在児童手当を受給していない方

②現在児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童のみ監護・養育している方

③現在児童手当を受給しており、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子を含めて、3人以上の子を監護・養育している方

①または②に該当する方

「児童手当認定請求書」を提出してください。

③に該当する方

「監護相当・生計費の負担について」の「確認書」を提出してください。

申請期限 令和7年3月31日(月)

※申請期限までに申請した場合は令和6年10月分から支給します。

※令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

提出先 子ども福祉課

※住民票上で別世帯の対象児童がい

る場合は子ども福祉課までご連絡ください。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・2571

募 集



保育園会計年度任用職員(保育士・看護師)募集

保育士

勤務時間

①午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

短時間

②午前10時～午後2時頃、週3～5日(月～金曜日)

応募資格

保育士資格を有する方

看護師

勤務時間

午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格

看護師免許を有する方

共通事項

業務内容

保育補助業務

賃金

市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地

市立保育園(9園のいずれか)

提出書類

履歴書(写真貼付)、資格

の写し

※後日依頼の時に健康診断書

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先・提出先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571



パートタイム会計年度任用職員(放

課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間

午後2時30分頃～7時

※土曜、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度交代制)、週3～4日

応募資格

放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方・補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先

七宝地区 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎ 445・1367

FAX 445・0346

赤十字奉仕団員募集

あま市赤十字奉仕団は、災害救護

に関する炊き出し等の訓練や救急法等の各種講習会の普及など、いざという時に備えて、地域において赤十字の活動を支えるボランティア団体として活躍しています。

赤十字ボランティアとして活動してみたい方、または興味のある方は、問合先までご連絡ください。

問合先 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎ 444・3135
FAX 444・1074

福祉

「心身障害者扶助料支給日のご案内」

3月は、あま市心身障害者扶助料の支給月です。

3月25日(火)が振込予定日ですので、ご確認ください。

なお、特別養護老人ホームなどの施設入所や介護入院をされますと扶助料が受けられなくなります。返還が生じることがありますので、お早めに届け出てください。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980
FAX 444・1074

自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの方で、障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳以上の方が対象です。

※更生医療の対象となるには、お持ちの身体障害者手帳に記載されている障がい(部位)に対する医療であることが必要となります。

育成医療

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳未満の方が対象です。

精神通院医療

精神疾患(てんかんを含む)のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする状態にある方が対象です。

各制度について

※自立支援医療は、都道府県知事等の定める指定医療機関以外の医療機関では受けることができません。

※対象となる治療を受ける前に支給認定申請を行う必要があります。

※一定所得以上の方は、対象外となる場合があります。

※詳細については、担当課までお問い合わせください。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980
FAX 444・1074

税

軽自動車についてのお知らせ

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更及び廃車の届出は3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会ウェブサイトにからもご覧いただけます。



軽自動車の車検証が電子化されています。

令和6年1月より軽自動車の自動

車検査証が電子化されています。車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納され、電子化に合わせ車検証の大きさがA4サイズからA6サイズに小型化されています。

また、電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間などが確認できるようになります。

※専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせなどをお持ちのスマートフォンなどに通知することが出来ます。



問合先 軽自動車検査協会(コールセンター)

愛知主管事務所

☎ 050・3816・1770

豊橋支所

☎ 050・3816・1771

三河支所

☎ 050・3816・1772

小牧支所

☎ 050・3816・1773

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の小型二輪対応開始について

令和7年4月から、軽自動車税納

付確認システム(軽JNKS)で小型二輪の対応が開始されます。これによつて、小型二輪においても車検を受けるときに必要であつた車検用の納税証明書の提示が原則不要となります。

※使用の本拠地を異動させたばかりなど、これまでどおり車検用の納税証明書の提示が必要になる場合がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

保険・年金



年金相談『相談無料・事前予約制』
年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であつても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 3月25日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時
場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間変動します。対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 3月5日(水)～12日(水)

(土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

予約方法 電話または保険医療課窓

口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

健康



日本脳炎予防接種について

日本脳炎予防接種は第1期を生後6か月から90か月までに、第2期を

9歳以上13歳未満の間に接種を行います。第1期接種は、標準的には3歳から接種開始とされており、乳幼児期に行う他の予防接種と時期が異なるため接種を忘れがちです。3歳

になったら計画的に接種を行います

よつ。また、第2期接種の通知は、小学4年生になったら個別に送付します。公費での接種期限は13歳の誕生日の前日までとなります。期限内に接種を完了しましょう。

接種回数及び間隔

○1期初回(1回目・2回目)：1回目の接種から数えて6日～28日以

内に2回目を接種

○1期追加(3回目)：1期初回終了後、おおむね1年後(7歳半まで)

に1回接種

○2期(4回目)：1期終了後おおむね5年をおいて接種(9歳以上)

※過去の接種歴によつて接種回数、間隔が異なります。不明な点はお

問い合わせください。

【特例対象者について】

平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方は、平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより1期(1・2回目・追加)、2期の4回の接種が終了して

いない場合があります。

まだ終了していない方で接種を希望される方は20歳の誕生日の前日まで定期の予防接種(公費負担)として

受けることができます。

接種方法

指定医療機関に予約のうえ、接種

してください。(指定医療機関は市公

式ウェブサイトを閲覧いただくか保

健センターへお問い合わせください)

指定医療機関以外での接種を希望さ

れる場合(かかりつけ医等)は、接種の

10日前までに保健センターへ問い

合わせください。

その他

予診票がお手元がない方は最寄りの保健センターで交付します。母子健康手帳を持参してください。

問合先 健康推進課

甚目寺保健センター

☎443・0005

FAX 443・5461

七宝保健センター

☎441・5665

FAX 449・1037

美和保健センター

☎443・3838

FAX 443・3839

環境・衛生



「ごみを減らすなら3きり」

家庭から出るごみのうち、約半分を占めているのが「生ごみ」です。

家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

・使いきり

余分な食材を買わない。
買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。

・食べきり

食べきれぬ分だけ作る。
余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの工夫をする。

・水きり

ネットなどに入れて水分をきる。
生ごみは、約80%が水分です。水きりすることによって、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

「ごみの不法投棄はNG!!」

各種「ごみ」を所定の廃棄方法を守ら

ず、いわゆるポイ捨てする行為は、『不法投棄』という法令などによる禁止の犯罪行為になります。

まちの景観を損なうのはもちろん、地域社会の市民の生活環境や健康への被害をもたらすおそれがあり、また自然環境への被害にもつながりかねません。

不法投棄は絶対にやってはいけません、常に心がけましょう。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

家電リサイクル法対象製品(家電4品目)の廃棄方法

「家電リサイクル法」に基づき、以下の家電製品は小売業者等により収集され、製造業者等でリサイクルされることとなっています。市では収集を行っています。

対象品目 エアコン(室外機を含む)、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機

引取窓口

①新しい製品に買い替える場合

新しい製品を購入する販売店にご相談ください。

②廃棄のみの場合

過去にその製品を購入した販売店にご相談ください。

③その他(過去にその製品を購入した販売店が不明等)の場合

最寄りの取り扱い販売店でも引き取ってもらえる場合がありますので、直接ご相談ください。

費用 消費者が負担する費用は、メーカーが再商品化するための「リサイクル料金」と、回収のための「収集運搬料金」です。

注意事項 業務用機器は対象外です。家電リサイクル法では、家庭用として製造・販売されているものだけが対象となります。業務用に製造され、一般家庭では使用されていない型式のものは含まれません。例えば、店舗・業務用エアコン、ビル空調システム、業務用冷凍冷蔵庫、コインランドリー用洗濯機、ドライクリーニング用機器などがあります。これらは、メーカーや設置業者などににご相談ください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

都市計画



名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、用途地域の変更をしました。関係図書は、次のとおり縦覧できます。

縦覧場所 都市計画課

問合先 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

交通安全

令和6年中 交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	141人
津島警察署管内	9人
あま市	4人

令和6年12月末現在

問合先 土木課

☎441・7113 FAX441・8387

事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.104

名称 美和東小学校北道路を西へ進んだ2つ目の交差点
場所 金岩六ノ坪、広野
通学路をそんなにビュンビュン走らないで！

令和5年12月に点滅信号を撤去し、南北線に停止線を付けた交差点。東西が広くなっており、こちらが優先である。信号を撤去したからといって気を付けなければならないことは何も変わらない。東西の優先になっている道路は、通学路にもなっており、児童の安全のため、グリーンベルトが引いてある。優先になっても、規制速度は30kmと変わらない。出勤に急ぐ気持ちは分らないが、制限速度を守り、登下校の子どもにも注意を払って通行して欲しい。

（市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・アーマップから抜粋）



（危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております）

問合先 土木課

☎441-7113

FAX 441-8330

防犯

あま市月別窃盗犯発生状況（暫定値）

手口	令和6年12月中認知件数	前月比
侵入盗（空き巣など）	4件	△1件
乗物盗（自動車盗など）	19件	+2件
非侵入盗（車上ねらいなど）	19件	+1件
計	42件	+2件

問合先 危機管理課
☎444-0862 FAX441-8330

防災

令和7年春の火災予防運動

全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

3月1日(土)から7日(金)までの7日間に春の火災予防運動が実施され、市内でも消防団による火災予防の啓発活動などが実施されます。

火災に遭われた方は、まさか自分の家が火事になるとは思っていないかたばかりです。防火の重要性を自覚し、火災による死傷者や財産の損失を防ぎましょう。

問合先 危機管理課

☎444-0862

FAX 441-8330

避難所へのペット同行避難について

市内の全指定避難所では、ペットと一緒に同行避難することが出来ます。実際にペット同行避難された際の飼育場所としては、屋根付きの駐車場や玄関横の軒下等で雨風をしのげる場所を確保しており、避難者が持参したキャリーバックやペットケージ内で飼育していただくことになります。

そのため、ペット同行避難をされる場合はあらかじめ、個人(飼い主)で「キャリーバックやケージ及びペット用品(ペットフードや水、トイレ用品、首輪やリードなど)」を準備していただき、避難時に持参していただく必要がありますので日頃から準備をお願いします。

同行避難とは

被災時に避難所へペットとともに避難することであり、避難所で飼い主とペットが同一の空間で避難所生活をすることを意味するものではありません。



問合先 危機管理課

☎444-0862

FAX 441-8330

交通安全まんが みどりちゃん

